

徳島県告示第三百十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和三年四月一日次のとおり私人に歳入の収納の事務を委託した。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

	委託した事務	
ふるさと徳島魅力創造発信事業に係る寄附金の収納の事務	株式会社トラストバンク	委託した私人
同	全日空商事株式会社	